



# りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 1 月 5 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

## 「企業の貨物貿易における外債登録の完備に関する通知について」

2008 年 12 月 23 日、国家外債管理局より「企業の貨物貿易における外債登録の完備に関する通知」が発表され、即日施行されました。2008 年 7 月より、輸出代金の外債回収審査システム※が実施されましたが、本通知は、外債登録限度額の調整などを行い、規制を緩和する内容となっています。主な変更点は以下の通りです。

※輸出代金の外債回収審査システム:詳しくは、平成 20 年 7 月 21 日付りそな銀行アジアニュース「輸出代金の外債回収システムについて(その 2)前受金、延払金の取扱いについて」をご参照ください。

### 1、外債登録可能額(限度額)の引上げ

内容	変更前	変更後
前受金の上限額 《前受金の前年度(申請する月の前月より 12 ヶ月)の輸出外債回収総額に対する比率》	10%	25%
延払金の年間上限額 《延払金の前年度(申請する月の前月より 12 ヶ月)の輸入外債支払総額に対する比率》	10%	25%
その他大型設備(船舶、大型プラント等)を製造する企業の前受金・延払金の上限額(年間) 《それぞれの前年度(申請する月の前月より 12 ヶ月)の輸入外債回収・輸出外債支払総額に対する比率》	30%	外債管理局で審査の上、さらに上限額の引上げが可能。

### 2、少額前受金、延払金の取扱い緩和

変更前	前受金、延払金は金額に係らず全て上記上限額に算入される。
変更後	少額(30 千米ドル相当額以下)の前受金、延払金は、上記上限額に算入されない。 ただし、少額(30 千米ドル相当額以下)であっても、従来通り外債登録手続が必要。

### 3、上限額増加の許可に要する期間の短縮

- ・資金繰りの安定化等の目的などにより、上限額の増額申請が認められている(外債管理局が、信用状況が良好で外債管理違反記録がない企業に対し、実際増額が必要かどうかを個別に判断)。
- ・許可に要する期間は以下の通り

変更前	10 営業日
変更後	2 営業日

企業の貨物貿易における輸出代金の外債回収審査システムが実施されて以来、輸出企業の資金負担が増加するなどの影響が出ました。本通知は、国際的な景気低迷の影響を受けている輸出企業の負担を軽くさせる狙いがあります。

以上

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \* 禁無断転載